2026 年 11 月 18 日　全 6 頁

法人税収の伸びはなぜ名目 GDP 成長率を上回るのか

資産価格の上昇が課税所得を押し上げている可能性

経済調査部　主席研究員　末吉 孝行

[要約]

- 2023～25 年度において、国の税収の伸びを名目 GDP 成長率で割った税収弾性値は平均 1.6 と試算され、政府が後年度影響試算で使用する 1.2 を上回る。とりわけ法人税の税収弾性値は平均 3.4 と高い。

- 法人税の税収弾性値が高いのは、課税所得が名目 GDP を上回って伸びているためである。海外子会社からの配当の増加のほか、資産価格の上昇に伴う株式などの売却益が課税所得を押し上げている可能性がある。

- 「責任ある積極財政」を掲げる高市早苗政権は、消費税減税や防衛力強化など様々な施策を実行するにあたり、財源のひとつとして税収の上振れ分を充当するとしている。ただし、資産価格の上昇が継続するとは限らず、法人税収がこれまでのような高い伸びを続けるかどうかも不透明である。税収の上振れを財源として活用する際には、その要因が持続するかについて慎重に見極める必要があろう。

株式会社大和総研 丸の内オフィス　〒100-6756 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号 グラントウキョウ ノースタワー
このレポートは投資勧誘を意図して提供するものではありません。このレポートの掲載情報は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、記載された意見や予測等は作成時点のものであり今後予告なく変更されることがあります。㈱大和総研と大和証券㈱は、㈱大和証券グループ本社を親会社とする大和証券グループの会社です。内容に関する一切の権利は㈱大和総研にあります。無断での複製・転載・転送等はご遠慮ください。

「責任ある積極財政」のカギを握る税収増

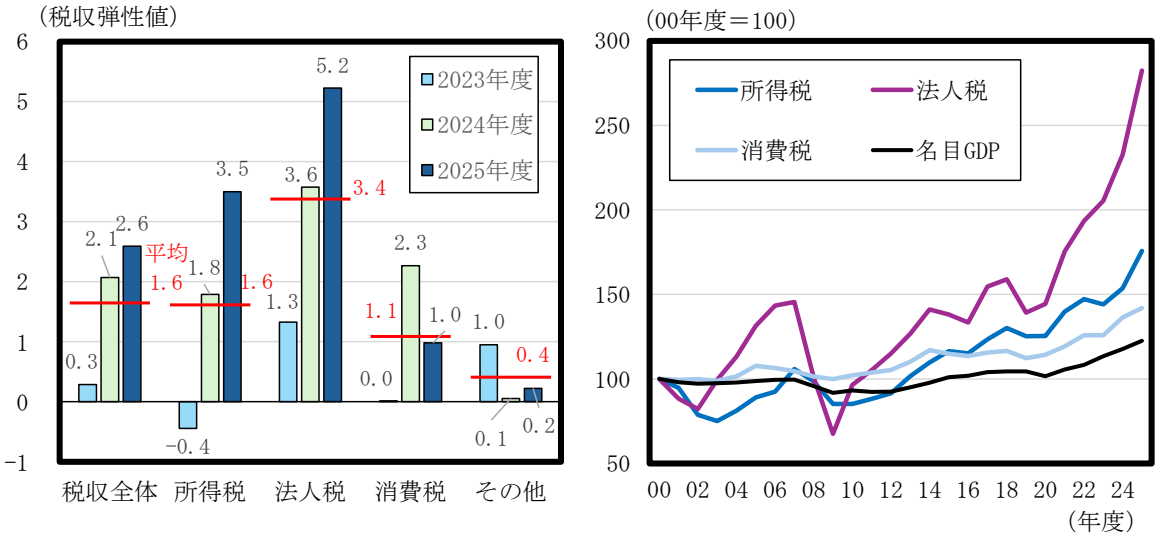
高市早苗政権は「責任ある積極財政」を掲げ、経済成長によって税率を上げずとも税収を増加させることで、財政の持続可能性を高めることを目指している[1]。その際によく言及されるのが「税収弾性値」だ。一般的には「税収の伸び率÷名目 GDP 成長率」と定義され、経済成長と税収を関連付ける数値として使われることが多い。

予算編成時に、政府が翌年度の税収見通しを作成する際には詳細な計算が行われるため、必ずしも税収弾性値が使われるわけではない。一方で、政府は今後数年間の財政状況について「後年度歳出・歳入への影響試算」で示しており、そこでは税収弾性値を 1.2 として将来の税収を比較的簡便に算出している[2]。

しかし、実際の税収弾性値は毎年度の振れが大きく、1.2 を上回ることも多い。制度変更の影響を除いて 2023～25 年度の税収弾性値を計算すると 0.3～2.6 で、平均 1.6 であった（国の一般会計ベース、**図表１左**）。

また、税目によって税収弾性値は異なる。国の税収の大部分を占める所得税、法人税、消費税[3]の基幹三税について過去 3 年平均を見ると、税収弾性値は所得税 1.6、法人税 3.4、消費税 1.1 である。中でも法人税収の伸びが、名目 GDP 成長率を大きく上回っている。

図表 1 税収弾性値（国の一般会計、左）、名目 GDP と税目別の税収の推移（00 年度＝100、右）



（注）各年度の税収（決算ベース）から、予算策定時における税制改正による増減収見込み額を差し引き、それを税制改正がなかった場合の税収額として、各年の税収の伸びを算出することで、税制改正による増減税の影響を除いている。税収はいずれも国の一般会計ベース。

（出所）財務省、内閣府統計より大和総研作成

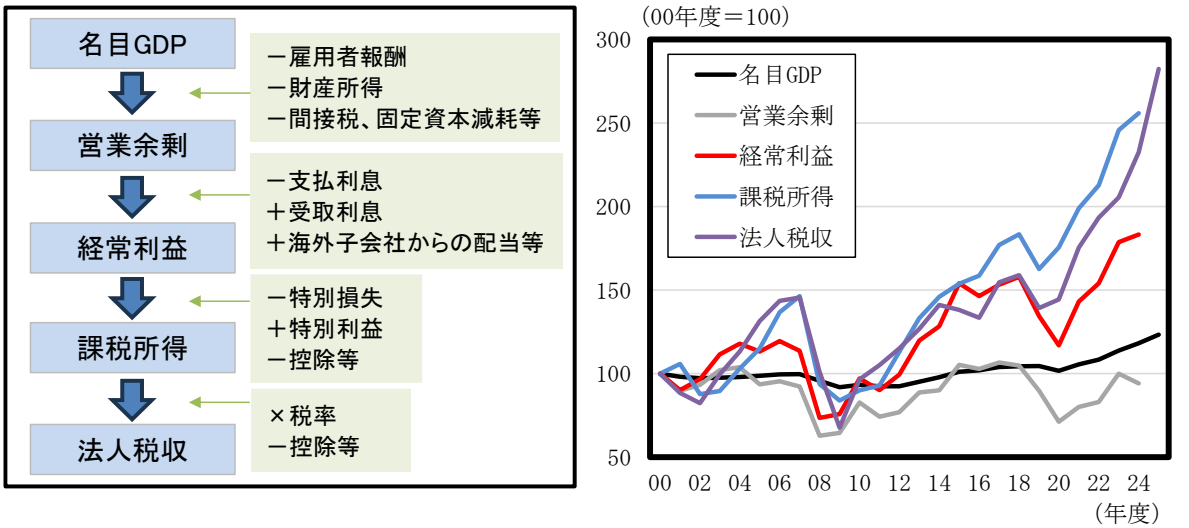
[1] 例えば、首相官邸「第 221 回国会における高市内閣総理大臣施政方針演説」（2026 年 2 月 20 日）を参照。
[2] 財務省「令和 8 年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算」（2026 年 2 月）
[3] 所得税、法人税、消費税の 3 つで国の一般会計の税収の 87%を占める（2025 年度決算ベース）。

長期的に見ても同様だ。2001～25 年度の各税目の税収（制度や税率の変更による影響を除く）と名目 GDP の推移を見ると、各税収の伸びは名目 GDP 成長率を上回り、そのうち法人税収の伸びが最も大きい（**図表 1 右**）。

法人税収の伸びが名目 GDP 成長率を大きく上回るのはなぜか

法人税収が名目 GDP を上回って伸びる理由を考えるため、まず名目 GDP から法人税収に至る関係を整理しよう。法人税収は、名目 GDP から雇用者報酬などを除いた営業余剰、これに利子や配当などを反映した経常利益、さらに特別損益（特別利益と特別損失の差）などを含む課税所得を経て決まる（**図表 2 左**）。これらについて 2000 年度＝100 とし、2000 年度からの推移を示したのが**図表 2 右**である。

図表　2　名目 GDP と法人税収の関係（イメージ）（左）、名目 GDP、営業余剰、経常利益、課税所得、法人税収（00 年度＝100）（右）



（注）名目 GDP や営業余剰は国民経済計算（SNA）の定義に基づく。経常利益は企業会計の定義に基づき、SNA の値を用いて作成。課税所得は税務会計に基づく。SNA、企業会計、税務会計により用語は異なるが、名目 GDP から法人税収に至る大まかなイメージとして示しており、影響を与える要因については一部を省略している（例えば、左図の経常利益から課税所得に至る過程においては、黒字企業比率や繰越欠損金、受取配当の益金不算入など、様々な税務上の影響がある）。右図の営業余剰、経常利益は民間法人企業ベースで、営業余剰は固定資本減耗を控除したネットの値。経常利益は営業余剰＋財産所得（受取）－財産所得（支払）＋配当（支払）で算出。法人税収については、図表 1 右と同様に算出し、税制改正による影響を除いた。

（出所）内閣府、財務省、国税庁統計より大和総研作成

ここからは、大きく二つの点が確認できる[4]。第一に、経常利益は営業余剰や名目 GDP を上回

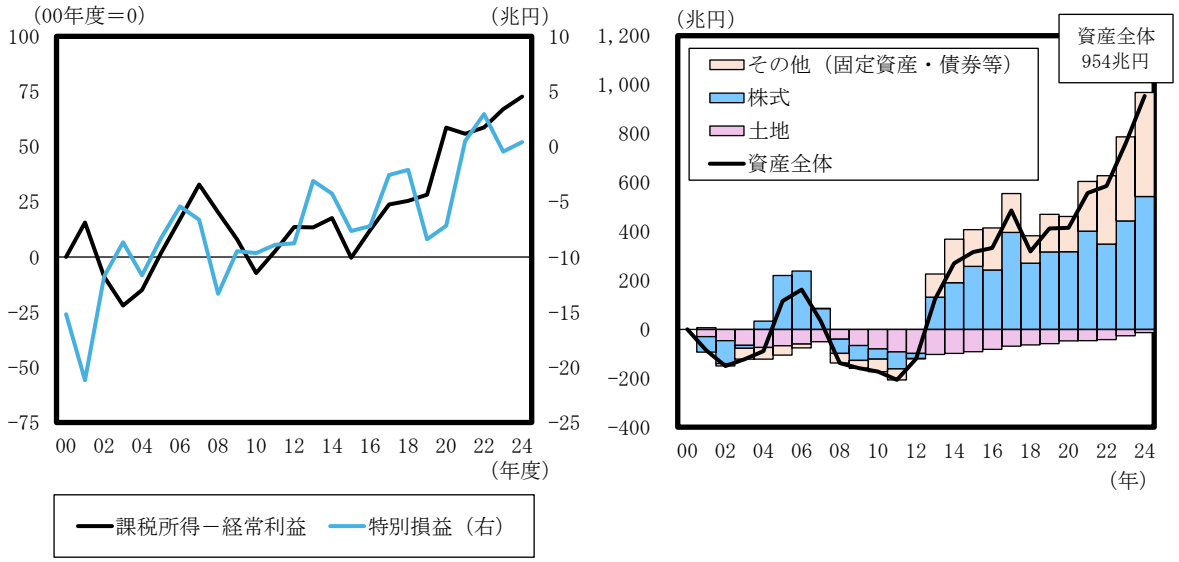
[4] 法人税収は課税所得と概ね同様に推移しているが、2010 年代以降の伸び率に差が見られる。これは、法人税収については税制改正の影響を修正しているのに対して、課税所得は原数値をそのまま使用しており、課税ベースの拡大などの影響を受けているためと考えられる。

って伸びている。背景には、海外子会社からの配当の増加などがある[5]。

第二に、課税所得は経常利益と概ね同様に推移しているものの、2000 年代半ばや 2010 年代後半以降には経常利益を上回って伸びている[6]。両者の差に注目すると、特別損益の動きと概ね同じ方向に推移している（**図表 3 左**）。

特別損益には、企業が保有する株式や土地、固定資産を売却した際の売却益が含まれる。企業の保有資産について、2000 年からの再評価額を累積すると約 950 兆円に達する（**図表 3 右**）。資産価格が上昇すれば、企業が保有資産を売却した際に売却益が生じやすい。こうした売却益は経常利益には含まれないが、課税所得を押し上げ得る。そこで以下では、経常利益と課税所得・法人税収の伸び率の差の乖離と、企業が保有する資産価格の動向の関係を検証する。

図表 3 課税所得と経常利益の乖離と特別損益（左）、企業の保有資産の再評価額（00 年以降の累積、右）



（注）左図の課税所得と経常利益は図表 2 右と同様。いずれも 00 年度＝100 であるため、00 年度の「課税所得－経常利益」＝0 となる。特別損益は特別利益から特別損失を差し引いたもので、法人企業統計（除く金融保険業）ベース。右図は SNA ベース。

（出所）内閣府、財務省、国税庁統計より大和総研作成

株式や土地などの価格上昇は、実際に法人税収に影響するのだろうか。Eschenbach and Schuknecht（2002）や Morris and Schuknecht（2007）などの先行研究では、株価や不動産価格の上昇が、企業の資産売却によって実現するキャピタルゲインなどを通じて法人税収を押し

[5] 例えば、内閣府（2025）は、企業の海外直接投資の拡大により、配当などの直接投資収益が増加していることを指摘している。

[6] 経常利益から課税所得に至る過程では、特別損益のほか、黒字企業比率や繰越欠損金、受取配当の益金不算入なども影響する。本稿では益金不算入について推計結果への影響を確認しているが、黒字企業比率や繰越欠損金の影響については今後の検討課題としたい。

上げる可能性が指摘されている。

課税所得と経常利益の伸び率の乖離について資産価格との関係を推計すると、株価上昇率との間に一定のラグを伴った正の関係が確認された（**図表 4**）。株価上昇率の 1～2 年ラグの係数和は 0.30 であり、5%水準で統計的に有意である。株価が 1%上昇すると、その後 1～2 年間で、課税所得の伸び率が経常利益の伸び率を合計 0.3%pt 程度上回ることを示している[7]。

土地については 1 年後に正、2 年後に負の関係が見られたが、1～2 年の係数和は統計的に有意ではない。その他の資産についても有意な関係は確認されなかった。一方、株式、土地、その他を合計した資産全体では、1～2 年の係数和が 10%水準で有意な値（0.98）となった。

また、被説明変数を法人税収と経常利益の伸び率差に変更しても、株価上昇率の 1～2 年ラグの係数和は 0.30 とほぼ同じであり、10%水準で統計的に有意であった。一方、土地やその他の資産については、法人税収を用いた場合にも有意な関係は確認されなかった。

日本の株価に対する法人税収の弾性値について、Eschenbach and Schuknecht（2002）は 0.19、Morris and Schuknecht（2007）は 0.37 程度と推計している。推計手法や推計期間等は異なるが、今回の 0.30 という係数は、これらの先行研究の推計結果の範囲内にある。

以上を踏まえると、保有資産のうち、とりわけ株価の上昇が一定のラグを伴って課税所得を経常利益対比で押し上げている可能性がある。株式の売却益などが課税所得を押し上げ、法人税収の増加につながっていると考えられる。

図表 4 保有資産の価格上昇率と、課税所得・法人税収の伸び率差（対経常利益の伸び率）

保有資産の種類	被説明変数： 課税所得の伸び率 －経常利益の伸び率	被説明変数： 法人税収の伸び率 －経常利益の伸び率
株式	0.30 **	0.30 *
土地	0.29	-0.84
その他	-0.06	-1.53
資産全体	0.98 *	0.67

（注）推計式は、被説明変数＝β_1×（資産価格上昇率の 1 年ラグ）＋β_2×（資産価格上昇率の 2 年ラグ）。被説明変数は、課税所得または法人税収の伸び率から経常利益の伸び率を差し引いたもの。表中の数値は 1～2 年のラグの係数和（$\beta_1+\beta_2$）。**、*は、$\beta_1+\beta_2=0$ との帰無仮説に対する Wald 検定において、それぞれ 5%、10%水準で統計的に有意であることを示す。推計期間は 2003～24 年度。保有資産の価格上昇率＝再評価額／（（前年度末保有額＋当年度保有額）／2）として算出。その際、再評価額および保有額の暦年ベースの値を年度ベースに修正。法人税収については、図表 1 右、図表 2 右と同様に算出し、税制改正による増減税の影響を除いている。

（出所）内閣府、国税庁統計より大和総研作成

[7] なお、受取配当の益金不算入の影響を確認するため、国税庁「会社標本調査」における利益計上法人と欠損法人の益金不算入額を経常利益から控除した系列を作成し、同様の推計を行った。その結果、株価上昇率の 1～2 年のラグの係数和は、課税所得との伸び率差を被説明変数とした場合に 0.37（5%水準で有意）、法人税収との伸び率差を被説明変数とした場合に 0.36（10%水準で有意）となった。

税収の上振れを恒常的な財源とみなすには慎重さが必要

近年の高い法人税収の税収弾性値には、海外子会社からの配当の増加や資産価格上昇の影響が含まれていると考えられる。「責任ある積極財政」を掲げる高市政権は、消費税減税や防衛力強化などの様々な施策を実行するにあたり、財源のひとつとして税収の上振れ分を充当するとしている。特に近年の法人税の上振れは顕著だ。

しかし、この上振れの一部が資産価格の上昇によってもたらされているのであれば、それを恒常的な財源として見込むことにはリスクがある。日本経済にはインフレが定着しつつあり、資産価格が上昇傾向を辿る可能性はあるものの、その動向は景気や金融環境の影響も受ける。そう考えると、法人税収の高い伸びが今後も安定的に続くかどうかは不透明である。税収の上振れを財源として活用する際には、その要因が持続するかについて慎重に見極める必要があろう。

＜参考文献＞

上田淳二・石川大輔・筒井忠（2010）「法人税の税収変動要因と構造的な税収調達能力の分析」KIER Discussion Paper Series, No.0906, 京都大学経済研究所

鈴木準「法人税収はいっそう増えると見てよいのか」Current Issue on Fiscal Policy(83)、(大和総研レポート、2006 年 7 月 27 日)

内閣府（2025)『令和７年度　年次経済財政報告－内外のリスクを乗り越え、賃上げを起点とした成長型経済の実現へ－』

Eschenbach, F. and L. Schuknecht (2002), “Asset Prices and Fiscal Balances,” ECB Working Paper Series, No. 141, European Central Bank.

Morris, R. and L. Schuknecht (2007), “Structural Balances and Revenue Windfalls: The Role of Asset Prices Revisited,” ECB Working Paper Series, No. 737, European Central Bank.